

＜新型コロナウイルス感染症に係る中小企業への支援＞

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等に対して、県では、以下の支援策を実施しています。

1 相談窓口の開設

(1) 「中小・小規模企業総合相談窓口」における相談対応

県機関、県内商工会議所・商工会等、約 100 か所に設置する相談窓口で、中小企業・小規模企業や個人事業主に対して、資金繰り、経営等に関する相談対応・情報提供を実施しています。

問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業政策課 広報・企画調整グループ
商工会・商工会議所[中小企業相談所]

電話(052)954-6330
P162～P164 参照

(2) 「労働相談窓口」における相談対応

労働局労働福祉課(あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」)や県民事務所産業労働課等において、労働関係の法令や各種支援制度の周知及び労働に関する相談対応を実施しています。

問合せ先

愛知県労働局労働福祉課 労働相談グループ
東三河総局、県民事務所産業労働課等(労働相談窓口)

電話(052)589-1405
P96～P97 参照

(3) 専門家による労働相談の実施

新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響により派生する労働に関連した様々な相談に応えるため、社会保険労務士、公認心理師・臨床心理士による相談を実施しています。

問合せ先

愛知県労働局労働福祉課 労働相談グループ

電話(052)589-1405

2 中小企業支援制度の利用料の減免

(公財)あいち産業振興機構が実施している専門家派遣事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して利用料を免除しています。

問合せ先

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ

電話(052)715-3070

あいち産業科学技術総合センターが実施する依頼試験手数料及び機器貸付料について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して減免を行っています。

問合せ先

あいち産業科学技術総合センター

P157 参照

3 県融資制度の拡充

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者に向けて各種資金繰り支援を行っております。ご利用ください。

制度名	対象者	限度額	用途	期間 (据置)	利率 (年)	担保 保証人	信用 保証	取扱 期間
経済環境 適応 資金	【セーフティネット】 サポート資金	＜セーフティネット保証4号＞ 中小企業信用保険法第2条 第5項第4号の認定を受けた 中小企業者 ＜認定要件＞ ・県内において1年以上継続して 事業を行っていること。 ・最近1か月間の売上高等が前 年同月に比べて20%以上減少 しており、かつ、その後2 か月間を含む3か月間の売上 高等が前年同期に比べて 20%以上減少することが見 込まれること。	設・運	3年以内 (1年以内)	1.1%	原則、担 保不要、 法人代表 者以外の 連帯保証 人不要	要	—
				5年以内 (1年以内)	1.2%			
				7年以内 (1年以内)	1.3%			
				10年以内 (1年以内)	1.4%			
経済環境 適応 資金	【セーフティネット】 サポート資金	＜セーフティネット保証5号＞ 中小企業信用保険法第2条 第5項第5号の認定を受けた 中小企業者 ＜認定要件＞ ・県内において1年以上継続して 事業を行っていること。 ・指定業種に属する事業を行っ ており、最近3か月間の売上 高等が前年同期比で5%以上 減少していること。	設・運	3年以内 (1年以内)	1.2%	原則、担 保不要、 法人代表 者以外の 連帯保証 人不要	要	—
				5年以内 (1年以内)	1.3%			
				7年以内 (1年以内)	1.4%			
				10年以内 (1年以内)	1.5%			
経済環境 適応 資金	【伴走支援】 サポート資金	売上高等が5%以上減少 し、金融機関の継続的な伴 走支援を受けながら経営改 善等に取り組む中小企業者	設・運	3年以内 (3年以内)	1.1% 以内	原則、担 保不要、 法人代表 者以外の 連帯保証 人不要	要	2024年 3月31 日まで
				5年以内 (5年以内)	1.2% 以内			
				7年以内 (5年以内)	1.3% 以内			
				10年以内 (5年以内)	1.4% 以内			
経済環境 適応 資金	【新型コロナ借換】 サポート資金	既往のコロナ関連融資を借 り換えるもので、中小企業 信用保険法第2条第5項第 4号又は第5号の認定を受 け、事業計画書を策定した 中小企業者	運	10年以内 (5年以内)	1.5% 以内	原則、担 保不要、 法人代表 者以外の 連帯保証 人不要	要	2024年 3月31 日まで
				13年以内 (5年以内)	1.6% 以内			
				15年以内 (5年以内)	1.7% 以内			

(注)1 「保証」とは、愛知県信用保証協会の保証を指します。

(注)2 利率(年)は、金利情勢により変わることがあります。(2023年4月1日現在)

(注)3 このほか、幅広い資金使途に対応した融資制度があります。(P102～参照)

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 融資・貸金業グループ 電話(052)954-6333

4 中小企業の事業継続計画の策定支援

新型コロナウイルス感染症に対応したBCP(事業継続計画)の作成を考える中小・小規模企業を支援するため、BCPを作成するためのマニュアルとして、「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」を策定しました。

■新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデルのホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-bcp-model.html>

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 設備導入・経営革新グループ 電話(052)954-6334

5 商業・流通業等への支援

(1) 商業振興事業費補助金(地域商業活動活性化事業(新型コロナウイルス感染症対策事業))

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止と経済回復の両立を図るため、感染症対策を講じて行うイベントやオンライン化の推進などの取組を支援します。(P115 参照)

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課 商業振興グループ 電話(052)954-6337

(2) げんき商店街推進事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、冷え込んだ県内の消費を喚起するため、市町村が商店街の活性化に向けて実施するプレミアム商品券発行事業に対する支援を行います。(P115 参照)

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課 街づくりグループ 電話(052)954-6338

6 新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業

中小企業等が取り組むポストコロナ社会下での新サービス・新製品の開発及び販路拡大に対する支援を行います。

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 団体指導グループ 電話(052)954-6335

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 創出・成長支援グループ 電話(052)954-6859

7 地域資源を活用した新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成の支援

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金

新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品(商品)開発を行う事業者及び、新型コロナウイルス感染症の感染拡大または原油・原材料高騰等の影響により売上等が減少した事業者に対しては、助成率を引き上げています。(P111 参照)

問合せ先

(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部地域資源活用・知的財産グループ 電話(052)715-3074

8 企業立地の支援

新あいち創造産業立地補助金（Bタイプ）

新型コロナウイルス感染症等大規模感染症リスク対策分野における企業立地の支援を行います。（P117～P118 参照）

問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション 電話(052)954-6372

9 企業等に対するテレワークの導入促進及び時差出勤の呼びかけ

「愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト」で、県内企業向けに、愛知県が作成した「はじめてのテレワーク（テレワーク導入マニュアル）」の紹介などによるテレワーク活用の検討や、時差出勤導入の検討を呼びかけています。

県内中小企業等へのテレワークの導入・定着を支援するため、「あいちテレワークサポートセンター」を設置し、テレワーク導入に関する相談、機器操作体験、中小企業向けのアドバイザー派遣、テレワーク機器の貸出による職場での試行支援を行います。また、テレワーク体験が可能な「あいちテレワーク・モデルオフィス」も併設します。

問合せ先

愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ	電話(052)954-6360
あいちテレワークサポートセンター	電話(052)581-0510
あいちテレワーク・モデルオフィス	電話(052)526-0410
